

昭和大学神奈川地区疑義照会簡素化プロトコール 合意書

昭和大学藤が丘病院（以下、甲という）と青葉区薬剤師会（以下、乙という）は、乙の会員薬局における甲の院外処方箋に係る薬剤師法第23条2項の取扱いについて、下記の通り合意した。

なお、本プロトコールに参加する保険薬局は、事前に都筑区薬剤師会・青葉区薬剤師会が行う研修会に出席し、本プロトコールの運用法を熟知した会員保険薬局に限るものとする。また、本プロトコールに基づく処方内容の変更については、各保険薬局・薬局開設者および保険薬剤師の責任により調剤業務を行うものとする。

記

I 疑義照会簡素化プロトコールの原則

1. 患者に不利益がない
2. 患者に服用方法、安定性、価格等を含めた十分な説明を行い、同意を得ている
3. 処方の変更は、適応症、体内動態、安定性、および溶解性等に留意して行う
4. 処方箋に「後発品／含量規格／剤形の変更不可」等の別途指示、および「プロトコールによる変更不可」と指示がある場合は疑義照会プロトコールの対象外とする
5. 医療用麻薬、抗悪性腫瘍薬は、対象外とする
6. プロトコールに含まれる内容であっても、過去に疑義照会を行い、プロトコールと異なる回答を得ている場合は、対象外とする。

II 院外処方箋における疑義照会の運用について

以下の形式的な疑義照会については、「疑義に当たらない」ため疑義照会を不要とする。

1. 成分が同一の銘柄変更（例：フォサマック®35mg ⇄ ボナロン®35mg）
※但し、BS 製剤、漢方薬については、処方箋通りの銘柄で調剤する
2. 薬物治療管理上の必要性が認められる内服薬の剤形変更
※成分および用法用量が同一の場合に限る
(例：OD ⇄ 錠剤、細粒／散 ⇄ 錠剤、錠剤粉碎 ⇄ 散、細粒 ⇄ シロップなど)
3. 内服薬の規格変更（例：5mg 2錠 ⇄ 10mg 1錠）
4. 半分割・粉碎・混合（薬効や薬物動態に影響しないことが明確な場合に限る）
5. 医療上の必要性が認められる一包化
6. 湿布薬や軟膏（クリーム、ローション、ゲルを含む）での規格変更
(例：1袋 7枚入×6袋 ⇄ 1袋 6枚入×7袋、5g×2本 ⇄ 10g×1本)
7. 患者希望による残薬余剰に伴う日数減少、外用薬本数・袋数減少、処方薬削除

8. 週 1 回製剤や 1 日おきに服用などと指示されていた処方薬の処方日数の適正化
(例: アレンドロン酸錠 35mg 週 1 回 服用 14 日分 → 2 日分、プロセミド錠 20mg 1 日おきに服用 14 日分 → 7 日分)
9. 外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が患者に口頭で指示されてい場合 (処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている) の用法追記

III 開始時期について

開始時期は、令和 5 年 10 月 2 日とする。

IV 合意内容の変更について

合意内容の変更については、両者協議のうえ行うこととし、書面にて取交すものとする。なお、本プロトコールは、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院、昭和大学藤が丘リハビリテーション病院の 3 病院合同で作成されたものであり、変更内容は、3 病院で共有し適用するものとする。

V 合意内容に関する問い合わせについて

甲に対して会員薬局から本合意書内容について質問があった場合は、甲の薬剤部にて回答する。また、その内容が他保険薬局へ告知が必要と思われる場合は、会員保険薬局から都筑区薬剤師会・青葉区薬剤師会にフィードバックして頂き、都筑区薬剤師会・青葉区薬剤師会はホームページ等により会員へ告知する。

令和 5 年 9 月 22 日

名称（甲） : 昭和大学藤が丘病院

住所 : 神奈川県横浜市青葉区藤が丘 1-30

代表者役職氏名 : 病院長 高橋 寛



名称（乙） : 青葉区区薬剤師会

住所 : 横浜市青葉区青葉台 1-3-9 ツクシス 8 番館 3F

代表者役職氏名 : 会長 関水 康成

